

第1回香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会 議事録

1 日 時 平成9年8月7日（木） 14：20～16：20

2 場 所 京都センチュリーホテル 1階 「千寿の間」

3 出席委員（五十音順、敬称略）

岡市友利

坂本 宏

高月 紘

武田 信生

田中 勝

中杉 修身

永田 勝也

本多 淳裕

4 議事内容

発言者	発 言 内 容
事務局	<p>それでは、ただいまから、第1回香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会を開会いたします。</p> <p>本日は、第1回目の会合でありますので、僭越ではございますが、私の方から、お手元に御配付の名簿に従いまして、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">おかげ ともとし</p> <p>前香川大学 学長 岡市 友利 様</p> <p style="text-align: right;">さかもと ひろし</p> <p>工業技術院資源環境技術総合研究所 首席研究官 坂本 宏 様</p>

たかつき ひろし
京都大学環境保全センター 教授 高月 紘 様

たけだ のぶお
京都大学工学部 教授 武田 信生 様

たなか まさる
国立公衆衛生院 廃棄物工学部長 田中 勝 様
なかすざ おさみ
国立環境研究所 化学環境部長 中杉 修身 様

ながた かつや
早稲田大学理工学部 教授 永田 勝也 様
ほんだ あつひろ
元大阪市立大学工学部 教授 本多 淳裕 様

本日は、8名の全員の皆様に御出席いただいております。

次に、本委員会の委員長、副委員長の選任に移らせていただきます。

お手元御配付の設置要綱第4条によりまして、「本委員会に委員長及び副委員長1人を置く。委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。」となっております。

まず、委員長の選任について、御意見を伺いたいと存じます。

中杉委員 偕越ではございますけれども、委員長の推薦をさせていただきたいと思います。

環境保全全般、特に廃棄物処理とかリサイクルについて、御造詣が深く、また、通産省、環境庁、厚生省等各省庁の審議会の委員も努められております早稲田大学の永田先生に委員長を努めていただいたらと思います。

それと、もうひとつ提案させていただくんですけれども、副委員長については、委員長さんに御指名をいただいたらどうでしょうか。

そういう提案をさせていただきます。

ただいま、中杉委員から、委員長には永田委員を御推薦いただきまして、副委員長につきましては、委員長に御提案いただいてはどうかとの意見がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

事務局 御異議がございませんようですので、永田委員さんに委員長をお願いいたしまして、副委員長につきましては、委員長に御提案をいただきたいと存じます。

それでは、永田委員さん、委員長席にお移りください。

(永田委員が委員長席に移動)

事務局

それでは、本委員会の委員長に選任されました永田委員長さんに、ごあいさつをいただきたいと存じます。

永田委員長さん、よろしくお願ひいたします。

委員長

早稲田大学の永田でございます。

はからずも、皆さんの方から委員長ということで、御推薦を受けまして、非常に責任を感じております。

改めて私から申し上げる必要はないかと思いますが、これまで日本の廃棄物問題、さまざまな問題がございましたが、今回の豊島の廃棄物の問題というのは、その中でも非常に重要な位置にあるかと思っています。

今後の産廃問題への対応に対しても多大な影響を与えることだと認識をいたしております。

皆様には、この豊島の廃棄物対策につきまして、技術的な検討をお願いするわけでございますが、是非、皆様のこれまでの経験を基にいたしました知識と知恵を総力を挙げて結集していただきまして、御尽力願えればと思っております。

私ものはなはだ微力ではございますが、取りまとめ役を務めさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

設置要綱第5条によりまして、「委員会の会議は、委員長がその議長となる。」となっておりますので、以後の進行につきましては、永田委員長さんにお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

委員長

それでは、議事の進行役を務めさせていただきます。

まず、先程、御提案のあった副委員長の件でございますが、できましたら、武田先生にお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、武田先生、副委員長席にお移りいただけますでしょうか。

(武田委員が副委員長席に移動)

事務局

正副委員長さんが選任されたので、この時間をもちまして、報道の方には御退席いただきますので、よろしく御協力をお願ひいたします。

委員長

そうですか。

では、時間を取らせていただいた後、会議の方に入りたいと思います。

(報道機関 退室)

委員長

議事録の件についてでございますが、会議の内容を記録する必要がありますことから、議事録を作成いたしまして、それに議事録署名人2名の署名をいただくという形式を探りたいと思います。

署名人につきまして、私の方から御指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようでしたら、そのようにさせていただきたいと思います。

本日の会議につきましては、武田委員と岡市委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続きまして、会議の運営方法等について、御審議をいただきますが、本日は、第1回目の会議でありますので、今後の審議事項につきまして、事務局より説明いただき、それに基づいて協議してまいりたいと考えております。

まず、本委員会の意思決定方法について定めておきたいと思います。

この件につきまして、事務局の方から説明をいただきたいと思います。

事務局

香川県環境局の大久保でございます。

失礼ですが、座って説明させていただきたいと存じます。

この委員会でございますけれども、合議制の機関でございまして、各委員の皆様方の忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、議論を尽くした上で、委員会としての意見を決定していただくということが非常に重要なではないかと、考えております。

意思の決定の方法といたしましては、全ての委員さんが一致して、委員会としての意思が決定されることが最も望ましいとは考えております。

しかしながら、議論を尽くしても、なお意見の一致が見られない場合には、出席委員さんの過半数を以て、委員会の意思とすることもやむを得ないのではないかと考えております。

なお、いろいろ御討議、御審議いただく過程の中で、疑義の生じるおそれのない軽微な事項につきましても、御意見を伺う必要があろうかと思いますが、そういう場合は、持ち回りで、意思決定を行っていただく場合もあるうかと考えております。

以上が事務局としての考え方でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局案につきまして、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

御異議がないようでございますので、ただいまの事務局案どおり、原則として出席委員の過半数を以て、委員会の意思とすること並びに疑義の生じるおそれのない軽微な事項につきましては、持ち回りにて意思決定を行うということで、決定させていただきたいと思います。

それでは、続きまして、会議の公開、非公開について定めたいと思います。

これにつきましても、事務局の方から御説明願います。

事務局

はい。

情報の公開でございますけれども、県民の皆様方の知る権利の保障など時代の要請でございまして、事務局といたしましても、その重要性は十分認識をいたしております。

なお、報道機関から、そのような要請も参っております。

しかしながら、本委員会の会議につきましては、技術的課題の解決のために、多種多様な情報提供を受けますけれども、場合によっては、企業から、非公開を前提として提供されました情報を含むことも考えられます。

また、議論の対象を考えますと、公開の場で、自由に御発言していただきかねる場面もあるのではないかと考えております。

したがいまして、本委員会の会議につきましては、原則、非公開とし、検討内容によりましては、委員の皆様方が公開が望ましいと考えられた場合には、その都度、公開とするということで、検討されてはいかがかというのが事務局としての考え方でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

いかがでございましょうか。

中杉委員

会議自体を公開するか公開しないかという問題の他に、議事録をどうするのかを考える必要があると思います。

議事録を公開するというスタイルで、公開するということも考えられます。

事務局

後程、傍聴人からの要請の問題のところでお話をしようかと思っておりましたが、議事録につきましては、豊島の住民代表の方々には、公開するということを考えております。

ただ、その時に詳しく申し上げるつもりでございますけれども、一般の議事録の公開につきましては、香川県の公文書公開条例がございますの

で、最終的には、それに準拠して、取り扱うということになると考えております。

委員長

よろしいでしょうか。

ほかに、何か御意見ございますでしょうか。

もし、御異議がないようでしたら、先程、事務局から理由の説明がございましたが、原則的には非公開という取扱いにさせていただきまして、公開する場合には、その都度、あらかじめ委員会にお諮りするということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、住民の方からのお話もございましたように、代表者の傍聴の要望がございます。

この件につきましても、協議いたしたいと思いますので、事務局の方から御説明願えますでしょうか。

事務局

はい、御説明申し上げます。

この技術検討委員会につきましては、豊島の住民の方々及び公害等調整委員会の双方から、傍聴の要望がございます。

それについて、御説明を申し上げたいと存じます。

平成5年11月に、豊島住民の方々から調停申請がなされまして以来、公害等調整委員会において、現在まで16回の調停期日が開催されますなど、協議が重ねられてまいりました。

その結果、本年7月18日に、今日、委員の皆様方のお手元にもさしあげてございますような形での中間合意が成立いたしまして、香川県が中間処理施設の整備及び対策実施期間中の環境保全対策等のために必要な調査を行い、調査に当たっては、学識経験者からなる技術検討委員会を設置するということになったところでございます。

したがいまして、当委員会は、調停手続の中から生まれたものでございまして、また、その検討結果は、今後の豊島問題の調停にも大変大きな影響を与えることから、申請人である豊島住民の方々の傍聴につきましては、お手元御配付の資料のように中間合意文にも、「申請人の代表者は、技術検討委員会に対し、その議事の傍聴を求めることができる。この場合において、技術検討委員会は、正当な理由がなければ、傍聴を拒むことができない。」とされているところでございます。

また、先程申し上げましたように、同じ様な主旨から、公害等調整委員会からも、傍聴を認めてほしいという要望が、出されております。

委員の皆様方には、このような中間合意の主旨等をよく御理解賜りまし

て、住民の方々並びに公害等調整委員会の傍聴を認めていただきたいと考えております。

なお、傍聴を認めた場合でも、委員会が秘密に属すると指定した事項につきましては、傍聴人に公表は差し控えていただくということにいたしたいというのが事務局の考え方でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

いかがでございましょうか。

中杉委員

申請人の方に出席していただくことは、先々、ここで議論したことの合意を得る上では非とも不可欠であると思います。

過程がなくて、結果だけというのは、なかなか合意が得られないと思います。

また、本委員会で、ここで傍聴されている申請人の方、あるいは、公害等調整委員会の方に、意見を求めるといいますか、考え方を聞く機会がとれるのでしょうか。

例えば、公害調停の結果について、いろいろなニュアンスの違いが、どうしても出てくるだろうと思うんです。

そのところを、県の御説明だけで聞いているというのでは、低きについてしまうこともありますので、できれば、第三者的な調停委員会として、どういう主旨で、合意案ができたのかということを聞きたいし、また、それについて、住民の方がどう考えているのかを聞く場があった方が、我々としては、いろいろ判断しやすいと思うので、そういうことが、可能かどうかをお伺いしたいと思います。

県から御説明いただき、質問が出れば、県からお答えいただくのは、当然だと思うんですけども。

事務局

今まで、いろいろ、申請人の方と話してきて、一応、申請人の方からの御発言は差し控えていただくということには、なっていますが、ただ、技術検討委員会の委員の先生方から、こことごろは、是非、申請人である住民の方々あるいは、公調委の意見を聞いてみたいということであれば、事務局としては、申請人あるいは、公調委の方々に、意見を発表していただくことは、一向に、差し支えないと考えております。

委員長

ほかに、いかがでしょうか。

本多委員

先程来、住民の方とか、公調委の方から、この委員会に期待している話は、お伺いして、わかっているんですが、この委員会というのは、そういうことにあまり関係ない、技術検討委員会ですから、純技術論として、どういう方法で、この問題に対し、今言わされた要望に応えるような回答をす

高月委員

るのかということになろうかと思います。

あまり、そういう問題を、ここで議論する必要はないような気がします。

本多先生の御意見なんですが、例えば、中間処理をして、溶融をしたとしまして、その後、できたものをどうするかというような時に、我々だけで決められないようなことが、出てくるのではないかと、思うんですけれども。

技術的に可能かどうか、という議論は、また、あると思うんですけども。

本多委員

撤去しないといけないことは、事実ですね。

委員

それを前提とするのであれば、話は早いわけですけれども。

高月委員

そういう大前提があると、私は、解釈しているんですけども。

高月委員

この委員会の所掌範囲の問題だろうと思うんですけども。

中杉委員

私も、高月先生と同じことを、考えていましたけれども、中間合意の文書を読ませていただくと、文書で読める部分もあるんですが、文書になつていない部分もあるわけですね。

そのあたりのところがあるので、中間合意について、公調委の方からもお聞きしたいと申し上げたわけです。

特に、後のことどうするのかについて、先程、安岐さんの方から、完全撤去だということで合意したんだと言われたんですが、文書を読むと、必ずしもそうではありません。

そのあたりのところで、委員会は、どういう処理方法を決めるかという問題が出てくると思います。

最終的にどうするかということは、もちろん、こちらの方で考えなければいけないんですけども、最初から、完全撤去ということならば、現在ではこういう技術、ということになってしまふと思います。

そのあたりのところで、お聞きしたいがありましたので、先程のようなことを、申し上げました。

委員長

はい、わかりました。

事務局

ほかに、御意見ございますでしょうか。

岡市委員

私も、原則として、傍聴していただいていいと思っています。

ただ、今、高月先生が言われたことの中で、最終段階で、いろいろな決

断をしなければいけない時が、あり得るのではないかというお話をありました
が、そういう時の処理という問題があるだろうという心配は、あります。

つまり、技術検討委員会が、責任を持たなければいけない。

その責任を、傍聴している人たちに、一部、背負ってもらうようなこと
ではいけないということです。

つまり、我々委員の責任として、決断しなければいけない時には、委員
長の判断にお願いしたいということです。

原則は、傍聴していただきたいと思います。

また、中杉委員が言わされたように、必要な時には、御発言をいただき
もいいという気がします。

委員長

はい。

ほかに、御意見ございませんでしょうか。

ただ今の、調整委員会の調停委員の方、あるいは、申請人の方の御意見
を伺う場合なんですが、この委員会の中で、そういう必要が認められた時
には、合意のうえで、お話を伺うというような形で、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

では、そのように処理させていただきたいと思います。

後、ほかの点は、よろしいでしょうか。

基本的には、傍聴人の方に、お入りいただくことを認めるということ
で。

では、御異議がないようですので、そのように、処理をさせていただきます。

ただし、傍聴を認めるのが適切でないという理由、あまりないとは思
いますが、そういう理由がある場合に限って、委員会に諮って、判断をして
いきたいと思いますので、この件については、よろしくお願ひします。

それから、先程、申請人の代表者の方からも、お話をございましたよう
に、委員会が秘密とする事項につきましては、公表を差し控えていただく
ということも、よろしくお願ひしておきたいと思います。

それでは、これ以外の点につきまして、委員会の運営に関して、何か定
めておくべき事項がございましたら、事務局の方から、御説明願えますで
しょうか。

事務局

はい。

先程、言い落としましたが、委員会の委員の皆さん方から、もし、参考
人というような方で、委員会のメンバー以外の方の意見を聞きたいといふ

ことがあれば、その時は、事務局として、そのように取り計らいをさせていただきたいと思います。

それから、先程、申請人、公害等調整委員会の傍聴をお認めいただきましたが、委員会の規模、あるいは、会議室のスペース等の制約の関係もございますので、傍聴人の数は、それぞれ5人以内ということで、お願ひをいたしたいと、事務局としては、考えております。

また、会議の円滑な進行という点から、録音、あるいは、録画、写真撮影については、傍聴人の方には、御遠慮いただいたらと、考えております。

さらに、会議資料につきましては、傍聴人に対しましても、資料配付を行い、内容によりましては、委員会の判断において、回収することとしたいと、考えております。

また、秘密事項として、委員会が指定した事項につきましては、公表を差し控えていただくということでございます。

それから、先程、議事録署名人の指名もなされましたが、議事録の取扱いにつきましては、傍聴人から、傍聴を認められた会議の議事録の写について、交付の要望がなされております。

議事録の写につきましては、原則として、傍聴人に交付し、ただし、このところは秘密にしてほしいということで、委員会が指摘した事項につきましては、公表を差し控えていただくということにしてはいかがかと、考えております。

なお、報道への対応につきましては、先程、原則非公開ということになったわけでございますが、冒頭の写真撮影は、今日のような形で、今後、認め、それから、会議終了後に、委員会で、公表を差し控えるとされたものを除いては、資料を配付して、事務局から、会議の概要説明を行うということにしてはいかがかというのが、事務局の考え方でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

先程、議事録の関係で、県の方の情報公開条例の話がありましたですね。

具体的には、どういう格好になるんですか。

事務局

会議録の公開についての考え方でございますけれども、意思形成に関して、自由な発言の場を確保する、あるいは、微妙な討議の過程を必要とする場合もございます。

また、個々の審議会においても、性格が異なるわけでございますけれども、基本的には、当該審議会の、公正な審議が損なわれることがないよう、ということを考えま

して、その自主性あるいは自律性を尊重するということ、それから、個々の審議会の性質を十分考慮して、判断すべきだと考えております。

それから、公文書公開条例上の取扱いでございますが、公文書公開条例に基づく会議録の公開の可否でございますが、会議自体が非公開とされている場合でも、会議の非公開が、当然に、会議録の非公開となるものではないと考えております。

条例第6条各号というところは、こういった場合は公表しないという規定があるわけでございますけれども、個別具体的には、その規定に照らしまして、個人あるいは法人等の権利、利益の保護、あるいは、公正かつ円滑な審議の確保などの点に留意しながら、審議会等の性質等を十分検討したうえで、判断するということになろうかと思います。

委員長

はい。

基本的に、傍聴人の方に公開するということは、一般に公開するということと同義だと考えておいてよろしいでしょうか。

事務局

申請人の方は、先程申し上げましたように、中間合意の中で、原則として、傍聴が許されているわけでございますので、そういった方に対しては、会議録の写をお渡しすることにしたいということでございます。

委員長

よろしいでしょうか。

異議がないようでございますので、事務局案のとおり、決定いたしたいと存じます。

以上で、会議の運営方法等につきまして、終わりにさせていただきまして、次に、県からの報告事項に入らせていただきます。

それでは、その内容につきましても、県の方から、御説明願えますでしょうか。

事務局

それでは、まず、これまでの経緯と、それから、この技術検討委員会の設置の経緯につきまして、資料に基づきまして、御説明いたしたいと存じます。

資料の4をご覧いただきたいと思います。

豊島における産業廃棄物問題の経過でございます。

全部読み上げますと、長くなりますので、端折って申し上げることになろうかと思いますが、53年2月1日に、県が産業廃棄物処理業の許可をしております。

許可の内容は、少し小さい字で恐縮でございますが、ご覧いただいているような内容でございます。

それから、10月19日に、豊島住民と豊島総合観光開発株式会社との間で、裁判上の和解が成立しました。

それから、58年1月頃、シュレッダーダストの焼却による金属回収が開始されました。

平成2年11月16日になりました、兵庫県警察本部が事業場を強制捜査いたしました。

11月20日に、県が事業場の立入調査を実施いたしております。

それから、12月28日に、県は、産業廃棄物処理業の許可を取り消すとともに、産業廃棄物の撤去等の措置命令を行いました。

また、年が明けて、平成3年3月16日から19日、県が豊島住民の方々の健康診断を実施いたしました。

7月18日には、神戸地裁姫路支部で、法人と取締役等3名が有罪の判決を受けるということになりました。

平成4年12月24日から平成5年2月末日には、県が事業場の掘削・ボーリング調査等を実施いたしました。

平成5年11月11日に、豊島住民の方が、公害紛争処理法に基づく調停申請書を県に提出しました。

11月22日には、県が環境保全に係る具体的な措置命令を行いました。

12月21日には、公害等調整委員会が、調停申請を受理されまして、御覧いただきますように、3月23日、5月19日に、それぞれ第1回、第2回の調停期日が開かれました。

平成6年5月31日、香川県警察本部に対して、法人と取締役を、廃棄物処理法違反の疑いで、告発をいたしました。

7月1日には、第3回の調停期日、29日には、第4回の調停期日が行われまして、この第4回の調停期日で、公調委が、専門委員による調査の実施を決定されたところでございます。

それを受けまして、12月20日に、ボーリング調査が開始され、年が明けて、7年3月12日に、公調委が、調査の中間的取りまとめの結果を説明されました。

3月31日には、公調委において、これまで県が実施した調査結果を説明いたしまして、6月12日に、公調委が、調査の精査の結果を説明されました。

7月18日に、公調委が、実態調査の結果を踏まえた専門委員による検討状況等について説明。

これは、対申請人、対排出事業者でございました。

県も、同様の説明を、7月20日に、受けました。

7月28日に、土庄簡易裁判所が、法人及び代表取締役に罰金刑を、略式命令をかけております。

8月15日に、その刑は、確定をいたしました。

9月になりました、公調委は、実態調査等に係る結果を「豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件に係る調査検討結果」として、取りまとめ

されました。

以後、ご覧いただきますように、平成7年10月30日から、平成9年3月31日まで、第5回から第16回までの調停期日が重ねられまして、7月18日に中間合意が成立したというのが、非常に簡単な説明でございますが、これまでの経過でございます。

それから、1枚、おめくりいただきまして、豊島廃棄物等処理技術検討委員会、当委員会の設置に係る経緯でございます。

平成8年12月4日、第13回調停期日が開かれまして、その席上、調停委員会から、関係省庁と協議のうえ、この問題に対する対策として、県が主体となって溶融処理を施すという方向で検討してほしいという考えが、県に対して、示されました。

平成8年12月20日、県は、国に対し、要望活動を行ったわけでございますが、厚生省から、豊島問題の対応について、予算、それは、廃棄物処理施設整備費という費目でございますが、この予算の執行の中で、適切な対応を検討していく旨の方針が示されております。

平成8年12月26日、関係者の合意が成立することを前提に、本件処分地に存する廃棄物について、溶融処理等の中間処理のため、プラントを整備する方向で対策を実施すべく検討を重ねている旨、県は、公調委に対して、回答を行いました。

年が明けて、平成9年1月末に、第14回の調停期日が開かれまして、中間処理の実施、技術検討委員会の設置、さらに、県が主体となることについて、申請人側と基本的に合意をいたしました。

調査の内容、進め方等について、申請人、県、公調委の3者で協議することとなりまして、その協議は、2月12日から4月25日まで、6回、この3者による協議が開かれました。

平成9年2月26日には、第15回の調停期日が開かれまして、公調委は、排出事業者の責任を指摘し、排出事業者に費用負担を求められております。

3月31日には、第16回の調停期日が開かれまして、県の責任問題と調査目的の表現等で一致が見られず、中間合意には至りませんでした。

6月9日に、公調委が中間合意の最終案を提示されまして、これに対して、県は、6月16日に、その受け入れを回答いたしまして、7月16日には、申請人側が中間合意案の受け入れ回答をなされまして、先程申し上げましたように、7月18日に、中間合意が成立したところでございます。

中間合意文を、参考ということで、書いておりますが、これは、詳しい全文を差し上げておりますので、割愛させていただきます。

一番下の行でございますが、平成9年の7月22日、国（厚生省）から、国庫補助金の内示をいただきました。

そこに、額は掲げておりませんが、参考までに申し上げますと、県は、

委員長 本年度の調査事業に要する経費として、1億3千万円を計上いたしております。

そのうち、国からは、補助対象経費は、9千万円であるという内示をいただきまして、補助率が4分の1でございますので、補助金額としては、2,250万円の補助金を、この調査のために、いただき、残余は、県費ということでございます。

以上でございます。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

引き続きまして、最近の定期調査結果につきまして、県の方から、御説明願えますでしょうか。

事務局

失礼いたします。

香川県の環境局の横井でございます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

失礼ですけれど、座させていただきまして、御説明させていただきます。

先日、公表させていただきましたが、香川県が、昨年11月に実施をいたしました定期調査結果の概要につきまして、資料6に沿いまして、御報告させていただきたいと存じます。

この定期調査、表題は、豊島総合観光開発株式会社の事業場及びその周辺環境等の調査結果について、という表題でございますけれども、私ども、定期調査と呼んでおりますけれども、この調査、平成2年度から、豊島総合観光開発株式会社の事業場からの周辺環境への影響を把握するといった目的で、事業場内あるいは事業場外の、海域などの水質あるいは底質、小動物、そういう調査を定期的に、基本的には年2回、そのうちの一部につきましては年4回、実施をいたしているものであります、年2回の調査ということでいきますと、今回の調査は、通算で13回目の調査になってまいります。

さらに、平成7年度に、環境庁が、豊島の周辺環境の水質、底質あるいは魚類といったダイオキシンの調査をされましたけれども、その結果を踏まえまして、平成8年度からは、県が、先程申し上げました定期調査に併せて、ダイオキシンの調査も実施をいたしております。

調査の内容でございますけれども、最後の10ページをお開きいただきまして、調査概要を、この地図で、簡単に御紹介をさせていただきたいと思います。

この地図上でお示しいたしております、黒丸の地点でございますけれども、これが、通常、私ども、一般海域と呼んでいますけれども、海域の調査地点でございます。

事業場周辺7地域と、それから、右下に枠外で書いておりますけれど

も、比較対照すべき地点として3地点、併せて10地点の海域の調査をやっております。

なお、ダイオキシンの調査の地点でございますけれども、これは、先程申し上げました黒丸のうちの二重丸、それと、三角のうちの二重三角印、この地点が、ダイオキシンの調査をやっている地点でございます。

先程申し上げました10地点のうちで、地点番号、例えば、北側の8、10、あるいは西側の13、あるいは、バックグラウンドの12、この4地点でございますけれども、これは、水質と底質中のダイオキシンのみを調査している地点でございます。

それから、西海岸のステーション2、3、北側のステーション4、バックグラウンドのステーション5、この4地点につきましては、水質、底質につきまして、一般項目、健康項目、それから、銅といったその他の項目、さらにはダイオキシン、この全ての調査をやっている地点でございます。

それから、南側のステーション1とバックグラウンドのステーション6の2地点は、水質と底質の、ダイオキシンを除いた一般項目、健康項目、その他の項目の調査をやっております。

さらに、黒の三角印でお示ししております地点は、私ども、海岸の感潮域部分と呼んでおりまして、この部分で、深さが20~50cmほど掘り下げまして採取をいたしました水質と底質を調査している地点でありますて、この水を、私ども、間隙水と呼んでおりますけれども、陸水の影響を調査する目的で実施をしている地点でございます。

この内で、西海岸のステーションC、Dの2地点は、底質のダイオキシンのみの調査地点でございます。

また、西海岸のステーションAと北海岸のステーションBの2地点につきましては、水質と底質の一般項目、健康項目、その他の項目、さらにはダイオキシンを調査している地点でございます。

次に、事業場の北側の海岸と西側の海岸で、これは、印を付けておりませんけれども、イソガニ、巻ガイという文言表現をいたしている地点でございますけれども、これは、この一帯で、イソガニと巻ガイを採取いたしまして、そのうちに含まれております健康項目の調査を実施いたしております。

それと、ここには記載しておりませんけれども、小動物の調査の比較対照地点としまして、香川県の他の海域で採取いたしました同一試料についての分析も、比較対照として行っております。

なお、計画当初には、海岸部分で天然ガキを採取して、ダイオキシン調査を実施いたしたいという予定でございましたけれども、この調査地点では、分析可能な天然ガキを採取することができず、分析が行われておりません。

最後でございますが、事業場の中に白抜きで、1番、3番、4番、7番

といった地点がございますけれども、これは、事業場内の溜り水とか、あるいは、集水池と呼んでおりますけれども、池となっている部分での水質調査の地点でございます。

以上、申し上げましたけれども、それぞれの詳細な調査項目などにつきましては、1ページから2ページにかけて、記載させていただいておりますが、時間の関係上、省略させていただきます。

なお、この調査を実施しております機関につきましては、試料の採取分析につきましては、全て、県の廃棄物対策課あるいは環境保全課、さらには環境研究センター、衛生研究所といった県の機関で、実施しております。

次に、この調査結果でございますが、3ページから4ページにわたりまして、その概要説明をさせていただいておりますが、5ページから9ページにわたりまして、その個々の調査結果を、一覧表でお示しさせていただいております。

まず、概要についてでございますが、3ページに返っていただきまして、事業場内の水質につきましては、例えば、集水池①という地点につきましては、一般項目、健康項目、その他の項目について、pHが少し問題でございましたけれども、そのほか、格別の問題となる値とはなっていないと考えております。

溜り水につきましては、CODが水質汚濁防止法の排水基準を超えております。

また、カドミウム、鉛、砒素といった金属類が検出されておりまして、このうち、鉛が、排水基準を超えているという状況でございます。

次に、3ページの真ん中どころにございますが、(2)の周辺地先海域でございますけれども、これにつきましては、水質は、事業場周辺では、全て環境基準をクリアーいたしておりますが、底質の結果につきましても、県下の他の海域の状況と比べましても、特に問題となるような状況ではないと考えております。

それから、(3)の海岸感潮域でございますけれども、3ページから4ページの初めに記載をいたしておりますが、そのうち、まず、間隙水の水質、掘り下げたところから湧いてまいります水を調査いたしておりますけれども、西海岸のステーションAと呼んでいる地点につきましては、水質、底質につきまして、現在、特に問題となる結果は出ておりません。

一方、北海岸のステーションBでございますけれども、7ページの一覧表をご覧いただきたいんですが、4に、海岸感潮域間隙水水質調査結果という一覧表がございまして、その欄の北海岸というところをご覧いただきまして、St-Bの欄ですが、まず、このデータにつきまして、2段目の後から3番目に塩素イオンという欄がございますけれども、この値が10.6 00mg/lという値でございまして、西海岸のステーションAに比べまして、かなり低い塩素イオン濃度になっております。

これは、海水中へかなり陸水が影響しているんではなかろうかと、考えております。

さらには、真ん中の欄の北海岸のところを見ていただきますと、3番目ですが、CODが150mg/lという値が出ております。

これも、少し高い値が出ております。

さらには、砒素という欄がございますけれども、ここで、0.006mg/lという微量ですけれども、砒素が検出されております。

これが、間隙水の調査結果でございます。

また、4ページに返っていただきますけれども、小動物として実施いたしておりますイソガニと巻ガイにつきましては、これは、基準とかそういったものがございませんので、県下の他の海域の一般的な海岸で採取したものと比較検討いたしておりまして、特段、差異は見られておりません。

以上、御説明申し上げました事項が、従来やってまいりました定期的な調査の結果でございまして、総体的に見ますと、前回までの調査結果と比べましても、ほぼ同レベルの状況にあるのではなかろうかと考えているところでございます。

続きまして、ダイオキシンの関係でございますけれども、まず、4ページで、概要を御説明させていただきまして、データにつきましては、9ページに、記載させていただいております。

4ページの真ん中あたりに(5)ダイオキシン類ということで、記載させていただいておりますけれども、2,3,7,8-TCDD毒性換算値、TEQで申し上げますと、まず、周辺地先海域、あるいは、先程申し上げました海岸感潮域の間隙水の水質につきましては、TEQでは、全ての地点で、検出限界以下でございます。

次に、底質につきましては、①のイにございますように、TEQで申し上げますと、0.00058~0.017ng/gといった値でございまして、環境庁が平成3年度から7年度に実施をいたしておりました全国調査の測定値0~0.075ng/gの範囲内にございました。

一方、②の海岸感潮域でございますけれども、水質は検出限界値以下でございますけれども、底質で見ますと、TEQの結果では、0.0062~0.079ng/gといったことで、全国調査の測定値と同レベルの値が出ております。

このことにつきましては、特に、西海岸の感潮域の底質の値が、北海岸と比べて、高い値を示しております。

このことにつきまして、平成6年度に、公害等調整委員会が実施をされましたダイオキシン調査、あるいは、平成7年度の環境庁でのダイオキシン調査結果では、北海岸、西海岸、ほぼ同レベルの値が出ております。

それから、私どものやってまいりました西海岸の水質や底質の重金属類といったものの濃度が、特に問題が出ていないこと、経年変化も、ばらつ

きはございますけれども、大筋では横ばいといったような状況がございまして、この、ダイオキシンが高くなつた原因につきましては、現段階では、私どもで判断し難いと考えております。県といたしましては、引き続き、調査も行いますし、この検討委員会で、さらに、検討評価をいただいて、御指導いただけたらと考えている次第でございます。

さらに、モニタリングの検討もいただくようになっておりますけれども、同じ内容の調査を、定期調査として、この8月1日に、今年の第1回目の調査ということで、やらせていただきました。

以上、概要報告をさせていただきました。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今、御説明いただきました資料5と6、この点につきまして、御意見、御質問等があろうかと思いますので、よろしくお願ひします。

いかがでしょうか。

本多委員

公調委の調査の時の値は、どれくらいでしょうか。

事務局

私どもの方で、これまでの調査の経緯をまとめた表がございますので、御配付させていただきます。

(資料配付)

中杉委員

県の方で、今、御説明があったように、まだ、原因がはっきりわからぬんだろうと思うんですけども、先程の、隙水のデータを見まして、公調委のシミュレーションの結果等も考えると、北海岸に、出て行っているのではないかと思います。

まだ、外まで汚染が出ているかどうかはわからない、という表現にありますけれども、つながっていそうだという話も出てまして、水が、そちらに、出て行っているんではないかと思います。

それでは、西海岸が、なぜ高いのかという話なんですかけども、これは想像ですが、一つの仮説としては、こういうことが考えられると思います。

ただ、矛盾はあります。

過去に、野焼きをしていたわけですね。

野焼きしていた時代に、ガスといいますか、粉塵として飛んでいったものが、普段の風向きがどうなのかわかりませんが、風向きの関係で、西海岸の方に落ちた、というのが一つの仮説としては、考えられます。

ただ、そうであれば、去年、どうして低くて、今年、どうして高いのかというところが、全く説明がつかないんですけれども、それは、場所的な

違う、ばらつきというような捉え方が、できないわけではないと思います。

そういう意味では、もう少し、調査する必要があると思います。

あそここの海岸べりは、廃棄物が入っていない所がありましたね。

西海岸のへりのところです。

浜から上がって、廃棄物が入っていない部分、埋めていない部分がありますね。

事務局

はい、あのあたりなんですけれども。

中杉委員

あそここの土壤を調べれば、上から行っているのか、下から行っているのか、地下水で今でも流れているのかということを考えるときに、一つの情報が得られることになると思いますけれども。

そんな調査もされたら、どうでしょうか。

委員長

ありがとうございました。

今、お配りいただいた資料、御説明いただけますか。

事務局

お配りいたしました資料は、それぞれの調査結果を、一覧表にまとめたものでございますけれども、右の端の欄が、公害等調整委員会が実施した調査のうち、海岸部で実施した2地点の結果だけを使わせていただいております。

事業場の中でのダイオキシン分析もありますが、これは、省略させていただいております。

後から2つ目が、環境庁が平成7年の6月に実施したダイオキシンの調査で、これも、魚類等の調査は、この中には記載しておりません。

香川県と書いております2つが、平成8年の6月と11月に実施した定期調査の結果を、並べて書いたものでございます。

それで、御説明申し上げたいのは、一番下の欄が、データが高くなりました豊島海岸感潮域の西側、北側のデータなんですが、環境庁の調査結果に比べまして、平成8年6月の調査結果で、西海岸のステーションAが、約10倍の値が出てまいりました。

それで、その分布がどうなっているのか、さらに詳細な調査をしたいということで、新たな地点を設けまして、やはり砂浜なんですが、今までやっておりませんでしたステーションC、Dで、追加をして調査したところ、ステーションCの方が、Aよりもさらに高くなっています。

ステーションAは、ほとんど変わっておりませんので、データ的には、同じ状況ではないかと考えております。

新しい地点で、高い値が出たと、御理解いただけたらと思います。

このくらいの御説明で、よろしいでしょうか。

委員長

はい、どうもありがとうございました。
いかがでしょうか。

田中委員

比べて、数字が一桁多いというのは、有意の差だと思うんですけども、AとCあるいはB、Dで0.03と0.048とかですね、このへんのオーダーで、差が多いとか、少ないとかいうのは、分析の技術、それから、ダイオキシンの性格上、なかなか言えないと思います。

数量が小さいですから、ほぼ同じ程度か、という気がします。

本多委員

環境の実態調査の報告は、過去にもされておりまますし、当委員会は、そういう問題を踏まえて、どういうようにアプローチして解決すればいいのかということを、もっと急いで検討しなければいけないと思います。

日程も、大分、遅れています。

だから、現況調査についてとか、そういう環境がらみのものは、さておいて、この委員会をどういうように持っていく、どういうようなテンポで、どういうような問題にアプローチする、というようなことを、是非、急いで議論してほしいと思います。

委員長

後で、その話はやりますが、もう一つ、モニタリングだとか、先程、中杉先生からお話をあった件についても、モニタリング調査のときに、考慮して、少しお考えいただきたいと思います。

実態としてどうなっているのか、あるいは、これから長期間にわたって対応していく過程の中で、特に海水へ流出する部分について、どう対応していくのかという話も含めて。

中杉委員

この調査結果を見て、一つ気になるのは、公調委の調査の時は、下から漏水して、溶け出していくという話を、焦点に、検討していましたが、今回、もしかすると、上から行っていることがあるかも知れない、といったようなことが見えたわけですね。

これは、処理の技術としてはいいんですけども、その途中で、廃棄物を掘削する段階でどうするか、ということに、かなり、係わってくると思うんですね。

そういう意味では、どういう理由でそうなっているかというのは、押さえさせていただく必要があるように、私は、思います。

委員長

ほかに御意見ございませんでしょうか。

このあたりのところの調査は、後程、また、検討していただけますか。

よろしければ、県の方の報告事項に関しましては、これで終わりにさせていただきまして、今後の検討内容ということで、引き続き、また御説明

いただけるでしょうか。

それでは、引き続きまして、この委員会で御議論いただく事業の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

資料7、8に沿いまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

その内、資料7につきましては、県のこの調査事業の全体的な案としてお示しをさせていただきました。

この内、具体的に技術検討委員会にお願いをしたい事項につきまして、資料8で抜き書きをいたしまして、お示しをさせていただきました。

この2つの資料に沿いまして、御説明をさせていただきますが、まず、資料7の1ページから御説明をさせていただきます。

この事業の事業概要Ⅰに記載しておりますと、事業場にございます廃棄物と汚染土壤につきまして、溶融等による中間処理によりまして、できる限り再生利用を図りまして、廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指すということで、必要な調査等を行いたいということでございます。

期間としましては、平成9年度ということでございます。

事業内容を大きく3つに分けさせていただきましたが、最初に、施設の設計条件を確定するための調査ということで、高度処理技術あるいは処理過程で発生をいたします副産物あるいはエネルギーの資源化・有効利用技術等につきまして、調査を行いながら、事業場にあります廃棄物等の処理実験等も併せて行い、その結果をとりまとめたいというように考えております。

2番目が、施設設置のための調査、設計でございますが、先程申し上げました確定するための調査結果に基づきまして、施設を設置する場所の現況調査あるいは法規制の調査等を行いまして、具体的な施設の内容を明らかにいたしました、施設の整備計画あるいは施設の基本設計を作りたいと考えております。

併せて、廃棄物の処理や施設の建設が環境に及ぼす影響につきまして、必要がありましたら、あらかじめ調査、検討をしてまいりたいと思っております。

3番目が、先程御議論も出ておりました、暫定的な環境保全措置等の調査、検討でございますが、この中間処理を実施する間の暫定的な環境保全措置のあり方あるいはモニタリング方法等についても、必要な調査、検討を行いたいと考えております。

事業の詳細でございますが、IVに記載いたしておりますように、まず、施設の設計条件の確定のための調査としましては、まず各種のメーカー等からのヒアリング等によりまして、シュレッダーダスト等の処理技術あるいは処理過程で発生をいたします副産物やエネルギーの資源化あるいは有効利用技術につきまして、情報の収集、整理を行いたいと考えております。

す。

次に、各種方式の廃棄物の処理実験炉を用いまして、前処理方法も含めまして、①から記載しておりますような内容につきまして、処理実験も行いながら調査をいたしたいと考えております。

2ページ目に移らせていただきますが、次に3つ目といたしまして、公害防止対策の調査、検討ということで、排ガス処理実験等につきまして、実施して、データを集めたいと考えております。

さらには排水処理方式につきましても、実験等を行いながら、最適な排水処理方式を検討いたしたいと考えております。

最後に(4)としまして、副産物の資源化あるいは有効利用技術の調査、検討も行いたいということで、実験によって発生をしました副産物の焼却灰、スラグ、メタル、飛灰といったようなもの、これは、処理方式によって異なってまいりましょうけれども、そういったものにつきまして、資源化・有効利用方策について、調査、検討をいたしたいと思っております。

2番目が、施設設置のための調査、設計でございますが、1の結果に基づきまして、施設を設置すべき地点の現況調査、法規制調査等を行なながら、具体的な施設の設置場所、施設の概要等を明らかにいたしました、施設整備計画、さらには施設計画、施設運営計画、整備実行計画等を明確にしました基本設計を行いたいと考えております。

以下①から詳細事項につきまして、記載をいたしておりますけれども、時間の関係上省略をさせていただきまして、3ページに移らせていただきます。

3ページの真ん中どころにございますが、(2)環境保全措置の調査、検討ということで、先程申し上げましたが、排ガス処理方式あるいは水処理方式の中で、必要がございましたら、水質の影響あるいは大気への影響というアセスメント的なものを、その中でやらせていただきたいと思っておりますが、それ以外の、例えば、施設の設置が環境に及ぼす影響につきまして、例えば自然環境等につきまして、必要がありましたら、あらかじめ調査、検討をいたしたいと思っております。

最後の3番目でございますが、暫定的な環境保全措置等のための調査、検討といたしまして、地形調査、地質調査等を行なまして、遮水方法あるいは揚水の必要性等につきまして、暫定的な環境保全措置のあり方について、検討をいたしたいと考えております。

最後に、先程申し上げております、事業場周辺の水質等の適切なモニタリング方法等につきましても、調査、検討をいたしたいと考えております。

次に、資料8に、この技術検討委員会で具体的に検討をお願いしたい事項ということで、抜き書きをさせていただきました。

まず、1番目としまして、廃棄物等の処理実験の内容の検討ということで、収集、整理をいたしました各種処理技術、あるいは、リサイクルの情

報に基づきまして、廃棄物等の処理実験の方法等につきまして、検討をお願いしたいと思っております。

さらには公害防止対策の調査内容の検討といたしまして、先程申し上げました、排ガス処理実験あるいは排水処理実験等の検討もお願いしたいと思っております。

3番目といたしまして、副産物等の有効利用技術の調査内容の検討ということで、検討をお願いしたいと思っております。

4番目といたしまして、処理システムの実行可能性の技術的審査ということで、上記1から3の結果も踏まえまして、最適な処理方式について、技術的な審査もお願いをいたしたいと思っております。

5番目としまして、先程御説明しました施設の整備計画の案につきまして、御議論いただきたいと思っております。

6番目といたしまして、同じく作成をいたしました基本設計の技術的審査についても、お願いをいたしたいと考えております。

最後に、7番目としまして、モニタリング方法も含めまして、暫定的な環境保全措置等の技術的審査につきまして、御検討いただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、情報の収集、整理等の事務的な作業については、民間のコンサルタントに、委託したいと考えております。

現在、県におきまして、委託先の選定をすべく事務作業を進めているところでありまして、内容がまとまり、あるいは委託先等が予定されましたら、別途個別に御連絡をさせていただきたいと考えているところであります。

この委員会で御報告申し上げたかったのですが、事務的に間に合わず、後程御連絡させていただきたいと思っております。

なお1から7番までの検討事項につきましての時系列的な話につきましては、後程また御説明させていただきます。

以上でございます。

ただいま御説明いただきました調査事業の内容あるいは検討内容につきまして、御意見がございましたらお願いしたいと思います。

最初のほうに戻ってしまって申し訳ないのですが、中間合意の中の2ページのところの別紙について、基本的なポイントが何であるかということが重要だうう思いますので、こういう解釈でいいのかどうかということを、御確認いただければと思います。

1つは、できる限り再生利用を図る、再生利用ができる技術であるということが、まず、重要であるということです。

再生利用ができれば、どこで再生利用をするかはともかく、廃棄物としては撤去できる。

技術的な意味で、できる限り再生利用を図るというのが、1つの最大の眼目であるというふうに考えていいのでしょうか。

そういう意味で言うと、再生利用ができるということは、どこで再生利用をするか、再生利用ができる技術を考えていくこと、範囲が狭められるだろうと思います。

2点目は、あそこの廃棄物と土壤、土壤というのは、どこの範囲までかわかりませんが、汚染土壤とを併せて処理する、廃棄物だけではないということですね。

それと一番最後のところ、5のところは、それでもどうしても技術的に無理なものについては別途協議するというのは、そういうものが出ていた場合は、別途協議するということで、合意がなされたという解釈でよろしいのでしょうか。

公調委のほうに、御発言いただいくと、一番いいのかなと思いますけれども、それで、もし、違うということであれば、県と申請人の方、それから御発言いただければと思いますけれども。

そういうふうにお聞きしても、よろしいでしょうか。

委員長 よろしいでしょうか、皆さん。

そのあたりを確認しておいた方が、後の技術的な問題に対処するのに、基本的によいのかなと思いますが。

事務局 まず、県の方は、この調停の一当事者でございますので、今、委員からお話があったように、公調委の方からお答えいただければと思います。

委員長 それでは申し訳ございませんが、長崎さん、よろしいでしょうか。

公調委 ただ今、委員から御指摘のあった点につきましては、基本的には、そのように御理解いただいて結構でございます。

5番目につきましては、ここに書いてあるとおりでございまして、技術検討委員会で検討された結果を踏まえないと、何とも判断できませんので、それを踏まえて判断ということになろうかと思います。

委員長 中杉さんの御要望は、申請人の方にもということになるのでしょうか。

中杉委員 いえ、そうではないという話があれば、またここでもめてしまってもいけませんので、基本的にそういう解釈でよろしいのかということを、確認できれば結構です。

委員の皆様方も、そう解釈して技術の検討を始める、それが前提であるということで、よろしいでしょうか。

本多委員 私はこの文章から見て、要するに、ほとんど、かすも、できることなら汚染土壤も現地に残さないやり方をしてほしい、なおかつ、リサイクルをしてほしいということが、大前提条件にあると思います。

この話と溶融を中心にするのとは、私は、あまり相容れないところもあるという気がしますが、そのようなことも踏まえて、議論をしていなければならないのではないかと思います。

この問題が起こって、技術上、日本では最初の大問題を提起されたと思うのですが、既存の常識上のやり方でいけるのかどうかということから、考え直さなければならぬのではないかと思うのですが。

委員長 まず、中杉先生の解釈の話なんですけれども、素直に読めば、そのとおりということで、読み取れる範囲内の話をされたと思うので、特段、問題はないのかなと思っていますが、その溶融処理という話になってくると、溶融の技術の定義みたいなものが、からんでくるかも知れません。

このあたりは、次回以降、その周辺技術の調査をしまして、これから、最先端のものを、いろいろ考え、あるいは、システム的な問題としましても、いろいろ対応が可能かなと思いますので、そのあたりは、また、次回にでも、議論させていただければと思います。

高月委員 もちろん、それでいいと思うんですが、再利用あるいは資源化との解釈なんですが、非常に安定した、安全なものになって、ほかの土地でも、十分、それが、例えば埋め立てとして可能だというところまでを踏まえて、再資源化をしているのか、それとも、いわゆる骨材として使うようなところまでの話をしているのかという問題があります。

私は、これだけ汚れた所を、いかに安全に、また、適切に処理をするかということの方が、非常に重要なことだと思いますので、再利用は、もちろん重要なんですけれども、あまり、それに力点を置かない方が、いいような気がするんですけども。

いかに安全に、適切に処理をするかということが、そこの環境を守るという意味で、重要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長 岡市先生、何か御意見ありますか。

岡市委員 今、廃棄物の処理の問題が出ているんですけども、私は、排水処理の関係が、比較的、重点が低い形で取り扱われていると思います。

今、西側の方で、かなりダイオキシンが出てきていることを考えますと、例えば、沿岸の浚渫その他も考えて、これを処理するのか、あるいは、ただ1回浚渫しても、十何年の間に、また、海岸が汚れてくるんだと考えるのか。

要するに、海水と排水処理をどういうふうに考えていくのか、併せて進

めていかなければ、ただ、廃棄物を溶融処理しただけではすまないというか、むしろ、作業中の問題が出てくるのではないかと思います。

例えば、20ミリ、30ミリの雨が降れば、当然、いろいろな水が流れしていくという問題があり、排水処理施設をどうするかを、並行して、技術的に考えることも、必要ではないかと思います。

例えば、資料7の1ページに、IVの事業の詳細の1というのがありますね。

こういうところにも、排水処理施設についての配慮が必要ではないか、ということです。

1の(1)がございますね。

そこの中では、主に、シュレッダーダスト等の高度処理技術云々と書いてあるわけですね。

そういうときに、排水処理施設というか、あそこに流れていく地下水の水質を問題にした処理ということも、必要ではないか、という気がします。

委員長

それは、暫定的な環境保全措置の中で、検討させていただくということではないでしょうか。

要するに、暫定的というのは、海に出てくるもの、それから、域内についても、処理期間中の間の排水に対する対応だと、私は、解釈していたんです。

それは、今の資料の3ページ目の3のところに、記述されているということで、いいんでしょうね。

岡市先生の御指摘の点、たしかに重要な話なんで、そのあたりは、確認をしておきたいんですけども。

岡市委員

瀬戸内海問題として考えますと、現実に、水が、そういうもので汚染されているという事実があり、暫定的な問題といえるのか、ということですね。

委員長

暫定的という言葉の意味ですか。

事務局

岡市先生の御指摘は、一つは、永田先生のおっしゃっている暫定的な措置と、それともう一つ、処理している間の排水処理という意味なんでしょうか。

岡市委員

それもあります。

事務局

そういう意味なんですね。

現在あるところの水という意味ですか。

- 岡市委員 それも含めて。
それから、処理中も、当然、あり得るだろうということです。
- 事務局 2つに分かれておりますが、やはり、いわゆる、廃棄物を処理することによって出てくる汚水というものにつきましては、2ページの(3)の②排水処理ということで、検討させていただきながら、3ページで、今、岡市先生がおっしゃったようなことも含めて、工事期間中に、汚水が外部へ出ないような措置が必要かどうか、そういった検討もしていただきたいと、考えておりますけれども、それでよろしいでしょうか。
- 岡市委員 例えば、できあがった処理施設を考えたときに、溶融施設と排水処理施設が並立しているということを、頭の中で考えているものですから。
- 委員長 そのとおりです。
- 岡市委員 それでいいんですね。
- 委員長 そういう解釈だったんです。
先程、高月先生の御指摘のあった再生資源の活用の話なんですが、これについては、何か御意見ありますか。
- 田中委員 私も、適正な処理という点で、意見交換が、非常に大事だと思うんです。
適正な処理という場合に、処理の目的が、公衆衛生の面、あるいは、環境保全、そして、資源の循環というような物差しがあると思うんですね。
だけど、その優先順位が大事で、やはり、健康への影響、それから環境保全、それが最優先で評価しなければならない。
もちろん、資源循環については、できれば、その方がいいのですけれども、プライオリティーは、安全だと思います。
それで、今日、初めての会議ですので、聞きたいんですが、事業主体は、どういう形になるのでしょうか。
実行可能な案を出さないと、非常に理想的でも、それはできないという話にならないように、事業主体というのはどういう形になるのかを、お聞きしたいと思います。
それから、検討する場合に、処理する場所が非常に大事ですね。
そうすると、施設内か施設外か、また、施設外でもどこか、その現況調査といつても、どこに作るかが決まらないと、現況調査はできません。
ですから、技術と同時に、どこの場所で、どういう形で実施するというのと抱き合せで、見なくてはならないのではないかと思うんですね。

環境保全の場合に、掘削して、10年間なり実施するすれば、その期間の現場の環境保全と、それから、その中間処理、あるいは、中間処理の残渣の最終処分の環境保全というように、場所が2か所あるいは3か所になる可能性もありますね。

というので、全体がどういうものかというのが、今、見えないんですけれども。

もし、事業主体の点、わかつていれば、教えていただきたいんですが。

事務局 まず、事業主体の点につきましては、県が主体となってという御指摘が、公調委からも、なされております。

それと、国の補助金を県が受けて、行うわけですから、そういった意味では、県が事業主体になると考えております。

田中委員 そうすると、処理技術を検討するんですけども、県がやるとすれば、場所はある程度ここしかないとか、そういうような制約条件を、これとこれとは守らなければならないという、満足しなければならない条件を、次回にでも、示していただきたいのですが。

そういう場だったら、技術もこれに絞られるとか、それとも関係があると思います。

事務局 今、おっしゃられたことについて、私ども、県として、今ここで、お答えできる資料は、持ち合わせておりませんが、県が事業主体となるということは、申し上げたとおりでございます。

それにつきましては、今後さらに、検討して、この技術検討委員会に提示させていただきたいと思います。

本多委員 環境がらみの議論は、たしかに大事だと思うんですが、問題の発端で言えば、あの豊島から、今ある物を撤去しようというのが、一番、大課題なんですね。

だから、それができるかできないかが、一番大きな課題ではないかと思います。

それに関連して、いかに環境に安全で、うまくやれるのかということになろうかという気がするんですが。

だから、引き受け手のあるようなやり方でないとだめなんだということになるのかどうか。

委員長 そこの場所で処理するというんじゃないなくて。

本多委員 撤去するにしても、処理したものが引受けられないとだめだと思います。

そうでないと、撤去できない。
だから、それが前提になるのかということです。

中杉委員

私が、なぜ、そんなことを言っているかというと、資料7の1ページの下のところの副産物の性状みたいな話がありますよね。

これは、どのあたりに条件を設定するか。

リサイクルに関しての基準というのは、今のところ、ないんですけど、今、環境庁で検討を始めていて、廃棄物としての安全というのと、リサイクルという形のものというのは、多分、予想としては、一桁違ってくる。

そうすると、そのどちらを目標にするのかが問題になると思います。

これは、技術によっては、溶融が、間に入りそうな感じがするので、そのあたりを、とりあえず、技術をいろいろ集めてから、判断すればいいということなんですが、例えば、極端な話、溶出試験をやってもらう時に、試験法の検出下限をどこに持ってくるかという話で、下限を少し下げておく必要があるだろうということで、申し上げている話です。

それから、もう一つ、現状での規制項目だけでは、多分、だめだろうと思います。

非常に難しい問題があるんですけども、おそらく、これから10年間にわたってやるわけで、10年先が、必ずしも見通せないですけども、現状で、ある程度、項目が、出てきていますね、環境庁で検討を始めているものがありますので。

公調委の調査が、そこまでやり切れていないんですが、少なくとも、そういうものは、視野に入れて、今度、技術を検討する時には、処理技術がここまで対応できるということを、チェックする必要があると思っています。

それから、もう一つ、高月先生が言われた話に関して、この中で、検討されていないのは、掘り出すところですね、このやり方というのは、工夫しないといけないと思いますが、その検討も、やはり必要ではないでしょうか。

やはり、掘り出す時に、うまくやらないといけないと思います。

そういう技術というのは、今までにやったことがないのではないですか。

埋め立て処分地を掘り出すのは、やったところがないわけではないけれども、環境面で十分な配慮をしているかどうかというのは、疑問なところがありますので、そういうものをどうしたらいいかというのは、一つの課題として、検討するべきじゃないかと思います。

委員長

はい、わかりました。

皆さん、技術の御専門の方が多いわけで、対応技術が頭にあって発言されておりまして、技術のレベルの話に関しまして、委員の中でも、あるいは

は、少しずつ違うのかも知れないと思っております。

先程、廃棄物処理の安全性が第一義的だという話がございまして、もちろん、それは当然の話だと思いますが、また一方で、再利用の話は、本多先生が言われるよう、ほかでも使えないものはだめじゃないかという議論もあるわけで、そうした最近の動勢の中で、後で調査していただくことになりますが、いろいろな技術を見ながら、また、次回あたりに、いろいろ御議論賜ればと思っております。

私は、決して、矛盾する話ではないと思っております。

第一、第二、という言い方は、たしかに、言葉の定義上はあったとしても、現実問題として、両方が可能になるような方法論というものは、あるだろうと思っております。

そういうことで、また、次回あたりに御議論願えればと、思います。

田中先生が、あと10分くらいということなので、次回以降の日程等も審議していただきて、最後にまとめて、御意見を賜るというような形にさせていただきたいと思います。

9番目の資料について、御説明願えますでしょうか。

事務局

それでは、今、私どもが案として考えておりますスケジュールを、資料9でお示しさせていただいておりますので、ちょっと端折らせていただきまして、御説明させていただきます。

本日、8月7日でございますので、左の欄にございますが、第1回技術検討委員会ということで、これから、約2か月をかけまして、右の欄に書いております処理技術あるいは環境保全措置に関する情報の収集整理をやっていきたいと思っております。

その結果も見ながら、左の欄の10月にございます第2回技術検討委員会で、情報の中身を御検討いただきながら、右の欄にございます処理実験の実施、あるいは、公害防止対策の調査検討、副産物の資源化・有効利用技術の調査検討といった項目につきまして、御議論をいただきまして、これもやはり、約2か月間で、実験等をやっていきたいと思っております。

それから、右の端の欄にございますけれども、これと併せて、暫定的な環境保全措置等の調査検討につきましても、右の端の欄で、3月の初めまで書いておりますけれども、約5か月間をかけまして、やっていきたいと思っております。

次に、12月にございますが、第3回技術検討委員会で、実験等の結果も取りまとめまして、御検討いただきながら、右の欄にございますように、1か月間で、先程申し上げました、情報の収集整理も併せて、実験結果等も含めて、取りまとめをしてまいりたいと考えております。

翌年の1月に、4回目の技術検討委員会を開きまして、取りまとめをした結果で御議論いただき、総合的な御検討をいただきまして、何種類になるかわかりませんが、適切と思われるような処理方式に関しまして、施設

設置のための調査、設計、いわゆる整備計画、あるいは基本設計といったようなことを、2月ほどかけまして、やらせていただきたいと考えております。

検討委員会の御議論を踏まえてでございますけれども、調査をやりながら、最終的には、3月の初めにございます第5回技術検討委員会で、御検討いただいて、最終的な取りまとめをしたいと考えております。

大変厳しいスケジュールでございますが、一応、県といたしましては、今年度で調査の終了を目指した計画的なスケジュールと、御理解をいただきたいということで、御説明をさせていただきました。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、いかがございましょうか、このスケジュールの件なんですが。

本多委員

今まで、先生方、現況調査とかそういうことは、てがけていただいて、かなり、環境上のデータはあるんですが、処理をするとか、リサイクルするとかいう立場では、ものを見ていないのでしょうか。

だから、こういう処理なりリサイクルなりの計画を立てようとしたら、現在あるものの実態から、処理なりリサイクルの可能性というものを調査するのに、時間と費用、いわゆるマンパワーもかかると思います。

今の県の御説明のように、2か月くらいで何かできるというような安易なものではないと思うんです。

しかも、これが、過去に、右へならえで、これのまねをしたらいいんだというような安易なものではありません。

それだけに、かなり本腰を入れてやらないと、理想的な完全な答は出ないにしても、現在の状況で最善を尽くした方法を、提示することは、非常に困難だと思います。

だから、かなりしっかりした計画を、早急に立てて、どういうアプローチをやって、どれだけの期間がかかるのかということを、もう1回、早急に練り直していただかないと、このままでは、できないように、私は、思います。

委員長

資料7の方では、少し具体的な事項が書いてあって、それに対応する計画が、今のスケジュールとして、9の資料で出てきているということなんですが。

いかがございましょうか。

本多先生の御意見も、一つ、いただきましたが、皆さんの方から、何かありましたら。

- 田中委員 後わずかで、帰させていただきますけれども、現在、廃棄物があること自体が、リスクをもたらすということで、時間を十分かけるのは、一方ではいいんですけども、そのまま放っておくということが、問題ですから、結論は急ぐべきだと思います。
- そうすると、技術あるいはリサイクルの方法も、既存のデータや、あるいは、それを生かして、新規のものを開発するのではなくて、既に評価されているものの中から選んでいくということにして、できるだけ早急に結論を出した方がいいと思います。
- 今の問題のリスクに対応するということが求められていると思いますので、先生のおっしゃることは、よくわかりますけれども、一方では、結論を急がなければならないという気がします。
- 戦略をもう少し、というのは、あり得るかも知れませんけれども、これは、年度内で結論を出すという計画ですね。
- それは、何とか、やらなければならぬんじやないかという気がします。
- 本多委員 同種の、例えば、東京の日の出町あたりの、後始末の問題でも、方法論的には、いろいろ出ているわけです。
- それに、ちょうど、この問題が出てきているということもありまして、かなり慎重にやらないといけないような気がするんですけども。
- 委員長 ほかに、御意見ございませんでしょうか。
- 坂本委員 本多先生がおっしゃいますように、リサイクルというんですか、高月先生もおっしゃってたんですけども、皆さん、注目されてますので、基本的には、島から出たものは、受け入れてもらわないといけないわけですから、リサイクルというのが、やはり、基本になると思うんですね。
- それで、そのやり方になるわけですけれども、私自身、まだ、現場に行ったことがなく、イメージがつかめないので、先程のスケジュールの話で、第2回は、現場で聞いてもらえば、どんな状況でリサイクルできるか、自分自身が提案できることもあると思うんですけども。
- 現在、頭の中で考えているので、具体性がないんですが、シュレッダーストそのものは、今、鉄鋼メーカーなり、非鉄メーカー等で、研究が進んでいるわけですね。
- ですから、先程、田中委員がおっしゃったように、まず処理ありきというのもあるんですけども、やはり、理想的な、先程のどなたかの挨拶にもあったんですけども、21世紀を目指して、処理しながら、技術を育していくことも、必要ではないかと思います。
- そういう意味では、時間がないんですが、委員の先生方、いろいろな専門の先生をおられますので、実験炉も含めて、今、研究されているものも

育てながら、いいものを作っていくという考え方は、いかがなものでしょうか。

(田中委員 退席)

中杉委員

非常に難しい話で、できるだけ早く、できるだけ完全にという話なんだろうと思うんですけれども、本多先生が言われるのも、たしかに、そのとおりで、あそこも、シュレッダーダストと言ってますけれども、シュレッダーダストは、一部にすぎないんで、高月先生と私は、公調委のお手伝いして、現場にも行っていますけれども、場所によっても、随分、違います。そうすると、どこかのゴミだけ持ってきて、処理実験やって、OKだよという話には、なかなかなりにくいと思います。

それでは、どれだけやつたらいいのかということで、全部やってみないとわからないという話になると、困るんですけれども、それは、適当なところを考えざるを得ないんだろうと思いますが、どのくらいかとは、簡単には言えないと思うんですね。

そうは言いながら、あまり急ぐと、後で、何をやっているのかわからぬという事態が起こります。

そのあたりは、議論をしっかりしていかなければいけないと思います。

その意味では、坂本先生はじめ、その専門の先生に、現場を、見ていただくことが必要ではないかと思います。

武田委員

私、この仕事が、最初から、溶融等というふうに、方向性がもう既に示されているものですから、例えば、シュレッダーダストから、金属を回収するということになると、非常に複雑な話になって、これから開発していくなければならない話が出てくるのかなと思うんですが、そういう意味では、少し限定されているということで、今までのいろいろな知識なり、実験結果なりが、相当、使えるんではないかと思うんです。

ただ、心配なのは、先程、中杉先生がおっしゃったんですけれども、実際に、おとなしくしているものを掘り起こすとか、いろいろなことをやつた時に、今まで、我々が経験していないことがありますし、それが環境汚染を起こさないようにしていかなければならぬと思います。

このあたりは、相当、研究しなければならない領域になるのではないかという感じがございます。

本多委員

実はですね、内々、いっぱい、こんな問題を持ち込まれまして、埋め立てた後の掘削をやって、何か手を加えるとか、持ち出すとかいう作業を、あちこちでやっています。

公式になっていないだけです。

そういう時の、環境対策というのは、そんなに難しくありません。

委員長

例えば、遮水構造になってたら、水を集めて、その対策を立てるというやり方をせざるを得ないので、私は、それほど心配することはないような気がするんです。

それよりも、今回の提案の中では、いかに撤去するかが、大問題だという気がします。

いろいろ御議論はあるんですが、我々も、大分、シュレッダーダストといいますか、この種の問題についての技術開発、あるいは、その有効利用の話も含めて、それなりに、これまでの展開を見てきましたと存りますし、同時に、あそこの地点のさまざまな情報から見ますと、それぞれ対象物といいましても、かなり、性質が異なっているものが入っているということをございまして、基本的には、これまでの技術の中で、かなりフレキシビリティの高いものを適用していきながら、また、その有効活用も図るという方向に持っていくんだろうと思っています。

そうした点で、我々、情報は、決して、少なくないんじゃないかという気がいたします。

ここに書かれているような内容につきまして、また、技術の点についても、次回以降、議論していただきます。

当面、第2回目、10月という予定になっておりますが、その間の調査も、もちろん、県の方には、十分やっていただきますが、日程的には、改めて始める問題ではないといいますか、技術開発から何から最初からやるという話ではないということを、御理解いただきたいと思います。

また、さまざまな異物が入っているということから、現地での掘削の時にでも、その地点地点の掘り出す順序だとか、あるいは、それを、うまく混ぜていくことによって、後の処理が、非常に楽になるという話も出てくるかもしれません。

そういう点も踏まえながら、検討していく必要もあるかと思っておりますので、運転中の廃棄物の取扱いというのが、そう簡単な話でもないという気もいたします。

計画処理みたいなことを考えていくと、そうした点も含めながら、検討対象にさせていただくということで、よろしいでしょうか。

この資料の7、8、9につきましては、今日、御承認いただきたいと思っているんですが、資料7で、先程、中杉先生の方から御指摘のあったような点は、例えば、3ページ目の運営計画ということに入るんでしょうか、このあたりで、廃棄物の運搬条件とか、運搬というだけではなくて、掘削条件みたいなものも入るんでしょうか。

そういうことで、このあたりを読み替えていただいて、その点も含めて考慮していきますよと、あるいは、処理計画全体像の話になるのかも知れません。

廃棄物の状況をよく判断したうえで、どういう方法論、あるいは、どう

いうシステム、あるいは、どういう形で、廃棄物を、実態として、掘り出しながら処理していくかということを計画していくことも、重要な話なのかなと思っています。

そんな形で、よろしいでしょうか。

そういう形で、運営計画の中でということで、県の方から、何か、もしお答えいただければ。

事務局

先程、田中先生でしたか、具体的な場所とかをお示しいただかないと、というような御議論もありましたけれど、まさに、そういうことにつきまして、この2の整備計画とか基本設計の中で、御議論いただき、調査もさせていただきたいと、思っております。

そういう意味では、中杉先生のおっしゃった、具体的な掘削をどうやるのかといったものも、当然、この中で、御検討いただきたいと思いますし、また、そういうように読み取っていただける場合もあろうかと思います。

私どもとしては、1ページのIVの(2)で、前処理方法も含めというところで、考えておりまして、具体的に、前処理というのは、掘削だけでなく乾燥とかもあろうかと思ったんですが、大づかみで書かせていただいております。

そういうところで、検討させていただいてもよろしいんじゃなかろうかと思っております。

委員長

よろしいでしょうか。

次回までの間の、検討の経緯の中で、今、申し上げたような点、あるいは、そちらから言わされたようなことも含めて、検討していただくということで、この資料7、8、9については、御承認いただくということで、よろしいでしょうか。

岡市委員

大体、これでいいと思うんですが、運営計画のところが出てきたので、3ページの⑥の(d)の維持補修計画というのは、具体的には、どういうことなのか、県の方に伺いたいのですが。

事務局

ここで、維持補修計画と書いてありますのは、施設を作っておりますのも、どうしても、改造したり、当初想定していたものでは十分でない場合があるかも知れませんし、それと、海の端ですので、早く、施設が傷んでしまったとか、そういうことを想定しまして、維持補修しております。

岡市委員

こう考えたらいいんですか。

現在ある、最高の技術でもって、作っていくけれども、いろいろ問題が出てきたら、それをさらに改良していくとか、改善していくとか。

- 事務局 そうです。
そういうことも、想定していかなければいけないと思いまして、ここに書かせていただきました。
- そういうものも、入れてほしいと考えております。
- 特に、メーカーの方から、海岸の横なので、海水の塩の影響というのも十分考えられるのではないか、そこも、十分考えておかないといけない、ということがありましたものですから、ここに、入れさせていただいております。
- 委員長 後、いかがでございましょうか。
- 高月委員 全体的には、いいと思うんですけれども、本多先生が御心配のように、もしかしたら、このスケジュールどおりには、いかないかも知れないんですが、少なくとも、この、暫定的な措置というのは、できるだけ早くやる必要があるのではないかと思います。
- それを、かなり優先させて、後のところは、状況によっては、若干、遅れるかも知れないというくらいの含みで、進めていただいたらと思います。
- 本多委員 資料9のスケジュールは、非常に、難しいと思うんです。
このとおりいきますかと言われたら、自信がないといいますか。先生方が、やるとおっしゃるんなら、従いますけど。
- 委員長 そのつもりで、努力していただきたいと思います。
先程の、資料の7、8、9は、特段、変更しなくてよろしいですか。
先程の、運搬条件のようなところで、お話いただけるということで、よろしいですか。
- そうしましたら、厳しいスケジュールですが、皆さんの方で、精力的に、情報調査等の検討をお願いすることになるかと思います。
- 10月の第2回の検討会ですが、先程、御案内があったように、現地視察というような話も、出てきておりますので、そのあたりのことにつきまして、事務局の方から、御説明願えますでしょうか。
- 事務局 ただ今、概ねこのスケジュールで、ということで、御承認いただいたと思うんですが、次回の、この技術検討委員会の開催期日でございますが、10月中旬ということを考えております。
- 委員の皆様方の御都合をお聞きしまして、日程の調整を、事務局の方で、やらせていただきたいと考えております。
- なお、次回の委員会につきましては、事務局としては、できれば、高松

市内で開催いたしまして、その前日、あるいは、その後の日でも、委員の皆様方に、豊島の現地視察をお願いできたらと思っておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

委員長

よろしいでしょうか。

日程は、事前に、皆さんにお伺いして、決定するということで、よろしいですか。

それでは、時間も、超過しておりますが、後、資料の公開の件について、御説明いただけますか。

事務局

先程、決定していただいたようなことで、今後、進めてまいりたいと思いますが、今日、これから後、報道関係から、本日の会議の概要について、県からの説明を、求められようかと思います。

今日、委員の皆様方にお渡しをいたしました資料等につきましては、事務局としては、公表できないものは、特にない、と考えております。これら資料に基づきまして、説明をしてまいりたいと思いますが、それで、よろしくございますでしょうか。

委員長

よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

はい、それでは、御了承いただいたということで、事務局案どおりにさせていただきます。

それでは、これで、会議を終了いたしたいと存じますが、後、事務局の方に、お返しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

事務局

その際、各委員さんの発言内容について、聞かれるかと思いますが、どの委員さんが、どういう発言をなされた、という場合の、この委員がというところは、伏せて、こういう意見がございました、こういう質問がございました、ということにいたしたいと思いますが、それで、よろしくございますでしょうか。

委員長

はい、よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

はい、それでは、それで、お願ひします。

事務局

委員長さんはじめ、委員の皆様方には、長時間にわたりまして、熱心な

る御審議をいただきまして、まことに、ありがとうございました。
今後とも、よろしく、御指導賜りますよう、お願い申し上げます。
本日は、どうも、ありがとうございました。

「以上」

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印した。

平成 9年 9月17日

議事録署名人

委員

委員